

(別紙)

「木育資材」借受申込書

令和 年 月 日

(貸出者)

北海道森林組合連合会長 様

(借受申込者)

名称:

代表者:

印

(担当者:)

住所:

電話:

下記のとおり「木育資材」を借り受けたく申込みいたします。

記

1 借受目的・設置場所等

(1) 目的または行事・イベント名

(2) 設置または活動場所

2 借受資材（希望する資材の口をチェック）

きぼうのプール 一式

スギブロック 一式

スギックモック 一式

卓上積み木 一式

からっく 一式

紙芝居[台付] 一式

どうぶつオセロ 一式

木育の森カルタ 一式

3 借受期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 借受申込みに当たっての同意事項

(1) 借受資材は、十分な注意を払って借受申込者が自ら管理します。

(2) 借受資材の使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合には、借受申込者が責任を持って対応します。

(3) 木育資材貸出要領に沿って運搬・管理、使用します。

木育資材貸出要領

(趣旨)

第1 この要領は、北海道森林組合連合会（以下「道森連」という）が地域森林環境教育等活動支援の一環として実施する木育資材の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出資材)

第2 貸出する資材は次のとおりとする。

- (1) きぼうのプール 3セット（札幌本部：2セット、帯広営業所：1セット）
- (2) スギックモック 3セット（札幌本部：2セット、旭川営業所：1セット）
- (3) からっく 1セット（帯広営業所：1セット）
- (4) 紙芝居〔台付〕 3セット（札幌本部、帯広営業所、旭川営業所：各1セット）
- (5) スギブロック 2セット（札幌本部、旭川営業所：各1セット）
- (6) 卓上積み木 2セット（札幌本部、旭川営業所：各1セット）
- (7) どうぶつオセロ 1セット（札幌本部：1セット）
- (8) 木育の森カルタ 1セット（札幌本部：1セット）

(貸出期間)

第3 貸出する期間は原則2ヶ月以内とする。ただし、他に借受希望がない場合は延長できるものとする。

(貸出の対象者)

第4 貸し出しの対象者は次のいずれかに該当する道内の団体・個人等にする。

- (1) 森林組合、市町村、道及び国関係機関
- (2) 保育園、幼稚園、社会福祉団体
- (3) 木育活動に取り組む団体・個人
- (4) その他道森連会長が認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、貸し出さないこととする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 貸出資材を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 行事の内容や使用場所等により貸出資材を著しく破損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるものの他、道森連会長が適当でないと認めるとき。

(借受申込)

第5 貸出資材を借り受けようとする者（以下「借受者」という）は、原則として借受希望日の20日前までに借受期間、借受資材について道森連と相談の上、別紙「木育資材借受申込書」を道森連会長に提出する。

(借受者の遵守事項)

第6 借受者は第三者の使用に供するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別記の貸出資材「使用上の注意事項」を使用する第三者がわかる場所に掲示すること。
- (2) 貸出資材の使用時は必ず借受者の担当者等が1名以上つくこと。
- (3) 貸出資材を大切に扱うこと。

(責任の制限)

第7 道森連は貸出資材を借受者に引き渡した以降、貸出資材の管理及び使用により借受者並びに使用者が被った被害、または借受者並びに使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

(貸出資材の運搬及び要する経費)

第8 貸出資材の貸出料は無料とするが、貸出資材の運搬及び運搬に係る経費は借受者が負担するものとする。但し、やむを得ない事情等がある場合は道森連と借受者で適宜相談の上、決定するものとする。

(その他)

第9 第1から第8に定めた以外の事項が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。

付則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。